

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年3月15日認可した。

平成29年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）上高野地区
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大谷地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）丸井南地区